

令和6年度第3回 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険運営委員会 議事概要

|            |                                                                                                                                                                         |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時<br>場 所 | 令和6年3月13日（木）午後3時00分から午後4時00分まで<br>鈴鹿市役所 12階 1202会議室                                                                                                                     |
| 出席委員       | 運営委員会委員 13名<br>藤原 芳朗 委員（会長）、藤田 浩弥 委員（副会長）、<br>金原 耕司 委員、岡田 圭二 委員、服部 典子 委員、伊藤 健司 委員、<br>山本 裕一 委員、的場 つや子 委員、小林 智子 委員、伊藤 京子 委員、<br>藤本 高尚 委員、尾崎 郁子 委員、手平 規矩夫 委員              |
| 事 務 局      | 事務局 12名<br>鈴鹿亀山地区広域連合事務局長 野呂、介護保険課長 中条、指導 GL 澤谷、<br>認定 GL 藤本、給付 GL 岡田、管理 GL 伊藤、酒井、西松<br>亀山市地域福祉課長 佐野<br>鈴鹿市基幹型地域包括支援センター 古市、<br>亀山市基幹型地域包括支援センター 駒谷<br>鈴鹿第8地域包括支援センター 林 |
| 傍 聴 人      | 1名                                                                                                                                                                      |

1 委員会成立の確認、会議の公開決定、議事録作成の確認

2 議事

（1）地域包括支援センター事業について

- ・令和7年度地域包括支援センター運営方針案【資料1-1～3】
- ・令和7年度収支予算案【資料2】
- ・令和7年度事業計画案【資料3-1～2、4-1～10】

以下のとおり事務局より説明。

令和6年度、国が定める地域包括支援センターの事業に係る評価指標の見直しが行われたため、令和7年度地域包括支援センター運営方針案には、①地域包括支援センターの組織マネジメント、②複合的な課題を持つ世帯への支援、③介護予防サービス計画の確認・検証による指定介護予防支援事業所への支援についての3項目を追加した。

令和7年度収支予算案のうち収入は、地域包括支援センター設置運営委託料である地域包括支援センター事業費受託金収入と介護予防普及啓発事業費の受託金収入、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおける介護予防サービス、介護予防ケアマネジメントの計画作成費等の介護報酬の介護保険収入、運営法人からの繰入金や実習生受け入れ等に伴う雑収入である。支出のうち、人件費支出については、地域包括支援センター職員の人件費とそれに関連する費用、事務費支出の業務委託料（予防給付）については、介護予防支援事業所業務のケアプラン作成業務の委託料である。

令和7年度事業計画書案は、介護保険法及び第9期介護保険事業計画や運営方針等に沿って、各包括が作成している。令和7年度の重点事項としては、幅広い年代に向けた相談窓口の周知、

介護予防普及啓発や地域や各関係機関との連携強化、重層的な課題を抱えるケースに関して、多職種との連携を通じた課題解決への取組などを挙げている。

(藤田副会長)

資料１－３の地域包括支援センター運営方針の４ページウ（エ）について、「介護予防サービス計画を確認・検証をし」を追加したと説明があったが、どれくらいの数を検証しているか、また、どうやって抽出するのかを教えてください。

(事務局)

対象をどのように抽出するかは検討中であり、早急に決めるようにしていきたい。

事業所によって件数の多寡があるため、広く確認をするようにしていきたい。

(藤田副会長)

では、どれくらいの割合を想定しているのか。

(事務局)

そちらも検討中である。

(藤原会長)

他市の権利擁護の会議に出席したが、勝手にリフォームされ、クーリングオフの説明がされていない事案に警察、地域包括、ケアマネがまとまって防止に努めた事例や、ロマンス詐欺に非常に多くの高齢者が被害に遭われており、これをいかに防ぐかという話があった。資料３－１～２、４－１～１０の地域包括支援センターの事業計画案には、３－（１）包括的支援事業 イ権利擁護業務の中に、高齢者虐待の予防等の項目があるため、こういったことに対しても、包括も力を入れていただきたい。

(山本委員)

資料１－３の３ページ４（１）ア（カ）について、鈴鹿市の２階に暮らしサポートセンターができたが、地域包括支援センターとの相談の違い、住み分けはあるのか。

(伊藤京子委員)

暮らしサポートセンターと基幹型地域包括支援センターの違いは決めておらず、あくまでもどこに相談に行ったらいいかわからない方に対しての入口のような位置づけとなる。お話を伺い、担当に繋げる、どの法律にも当てはまらない場合、暮らしサポートセンターで対応していく。どちらの窓口も断らない相談という形で進めさせていただく。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

## (２) 地域包括支援センター職員の欠員報告について【資料５】

事務局より説明。

鈴鹿第８地域包括支援センター長からこれまでの取組として、２名の応募があったが辞退となり採用に至っていないこと、今後の人員配置の見通しについて、採用に努めるが見通しが立っていないことを説明。

(藤原会長)

応募が2名あったが採用に至らなかったのはなぜか。

(鈴鹿第8地域包括支援センター)

理由としては、看護師の応募があったが、クリニックからの看護師で包括の仕事である相談業務の敷居が高いということがあり、応募したが辞退されたと聞いている。

(藤原会長)

引き続きアンテナを高くし、速やかに人材を採用していただくことが望ましい。

(藤田副会長)

長期休暇になっている職員は戻ってくる予定はあるのか。

(鈴鹿第8地域包括支援センター)

産休のため戻る予定であり、この期間内の欠員である。

(藤田副会長)

もし採用して、戻ってこられた場合はどう対応するのか。

(鈴鹿第8地域包括支援センター)

採用の時点では、産休の職員は第8地域包括支援センターに戻りたいということなので、戻ってもらうことになる。

(藤田副会長)

余剰人員となるということか。

(鈴鹿第8地域包括支援センター)

余剰人員となってくるか、もしくは新たに採用した方が法人内部で異動となる。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

### (3) 保険者機能強化推進交付金等の自己評価結果について【資料6-1～4】

以下のとおり事務局より説明。

資料6-1について、保険者機能強化推進交付金は、(1)平成29年度に高齢者の自立支援・重度化防止の保険者の取組が法律に規定されたことに伴い、(2)その翌年度に、取組を指標で評価してインセンティブとして交付金を交付する仕組みとして始まったもので、(3)令和2年度には、さらに、介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価して交付金を交付する介護保険保険者努力支援交付金が創設された。評価指標については、今回、運営委員会に報告させていただくのは、保険者機能強化推進交付金の評価指標に、「年1回以上、評価結果を内外の関係者が参画した場で説明・共有すること」という項目があることから、本日、運営委員会に報告する。

資料6-4は国の出している評価指標の5ページ目、「4 保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果を関係者間で共有し、自立支援、重度化防止等に関する施策の遂行に活用しているか」という指標があり、交付金の評価結果について、関係者間での共有、外部の関係者の参画や施策の見直し、結果の公表を求められているため、本日、運営委員会の事項としている。これは、昨年度から指標化され、昨年度の運営委員会にて報告の際にいただいた多くの指摘を踏まえ、指標

の改善をした。本日、運営委員会にて報告することで、令和8年度分の評価に向けて、さらなる評価点の向上につなげる。

資料6-2について、本交付金は、広域連合で交付を受けるが、65歳以上の人口区分ごとで算定されることから構成市それぞれで評価を実施することになるため、それぞれ記載している。また、「自己評価」分を今回の報告の対象としているのは、各目標の活動指標群と目標Ⅳアウトカム指標群は、国が全国の統計データ等の詳細が分からないためであり、国が評価を実施する分については「国評価」としている。

まず、保険者機能強化推進交付金全体としては、鈴鹿市 190 点、亀山市 184 点でともに 90% を超えている。

介護保険保険者努力支援交付金全体としては、鈴鹿市は 151 点で得点率 82.1%、亀山市 156 点で 84.8%になる。

鈴鹿市は 341 点で得点率 89.7%、亀山市は 340 点で 89.5%になり、両市ともに、昨年度を上回るとともに、全国平均、県平均を上回っている。

令和7年度の交付金の交付見込額としては、令和7年度からの見直し部分の詳細が示されておらず、国予算が確定していないため、口頭で報告する。鈴鹿市が 3,700 万円、亀山市が 1,000 万円の見込み。

令和6年度は鈴鹿市 3,269 万円、亀山市が 744 万円。2市ともに得点率が上昇しているため、ともに交付金額の増加を見込んでいる。

第9期計画を策定するに当たり、介護保険課内だけでなく2市に対しても、本日報告した交付金の指標を意識した取組を検討するようお願いしていたが、なかなか意識していただくところには至らなかった。昨年度からは指標が見直され、運営委員会に評価結果を報告するとともに、その結果を公表するようになったことにより、広域連合の各担当Gや2市も指標を意識し、令和7年度について、全体に得点が上昇するという結果につながったと考えている。この交付金は地域支援事業の第1号保険料負担分に充当できるものであることから、広域連合と2市がともに努力し、得点率が上昇すれば、被保険者の保険料負担の軽減につながる。引き続きこのことを共有しながら、取り組んでいく。

(藤原会長)

0%とあるものはさっそく着手できそうである。

(藤田副会長)

資料6-3の点数について、点数の良くないところで今年度改善できそうなどころはあるか、目標Ⅲ「介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する」の(i)1「地域における介護人材の確保・定着のため、都道府県等と連携しつつ、必要な取組を実施しているか。」のイ「都道府県や関係団体の取組と協働した取組を行っている」が0点である。介護人材の確保は非常に重要であるため、この項目の評価点を上げる予定はあるか。

(事務局)

両市の取組の部分でどういう風に進めていっていただくかということになってくるが、県との連携について具体的にどうしていくか県からもないため、情報収集を含めて確認をしていきたい。

(藤原会長)

鈴鹿市の取組が 100%で、亀山市が 0%、またその逆も結構見受けられるが、しっかりと共通認識の下取り組んでいけばできることなのか、何か特別にできない理由があるのか、可能なところで着手していけるのか。

(事務局)

両市それぞれのこととなってくるため、回答が難しいが、データの分析のようなものが 0 となっていることが多く、特に国が求める PDCA の実施には必要な要素であるので、取組を推進していくようにお願いしていきたい。

(藤原会長)

どちらかの市でできているのならできるはずなので、どうやったらできるか、やりやすくなるかをしっかり協議されたい。先ほどにもあったが、保険料にも影響してくるのであれば、大きい金額であるため、もらえるものはもらえるようにしていただきたい。

(山本委員)

資料 6－3 の 2 ページの目標Ⅱ「公正・公平な給付を行う体制を構築する」の (i) 1 「介護給付費の適正化に向けた方策を策定しているか。」について、令和 6 年度が両市とも 0% から 100% に変わったので、こういったことをしたのか。

(事務局)

この項目については昨年度もご質問をいただき、ア「地域のサービス資源や給付費等の動向を把握し、他の地域とも比較・分析の上、介護給付費の適正化方策を策定している」について、今までは客観的なデータではなく、主観的なものの見方から適正化に取り組んでいたが、他地域との比較ができていなかったため、他の保険者の状況を見ながら、再度どのようなことに取り組まなくてはいけないかということ今年度実施した。以降のイ～エについては従来からできており、評価として可能であったが、この交付金は PDCA サイクル前提であるため、まずアができてからのイ、ウ、エに進むことが本来であり、アができていなかったため昨年度は評価としては 0 回答とした。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

#### (4) 居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所の指定更新等について【資料 7】

資料 7 について、以下のとおり事務局より説明。

令和 6 年 11 月以降で 2 月までに受付しました事業所について、指定更新分 1 件、休廃止が併せて 2 件、新規指定分は 3 件であり、提出書類の内容については事務局にて全て確認済みである。

(伊藤京子委員)

1 ページ目の事業所の休止・再開・廃止・失効について、グループホームまごころが廃止となっているが、2 ページ目の新規指定で同名事業所があり、事業譲渡としてそのまま移動

したのか。ここにいた利用者はこのまま移動できたのか。

(事務局)

廃止と新規指定について、NPO 法人まごころが新たに株式会社まごころとして法人を立ち上げた。利用者、施設、職員はそのまま新たな法人に移行した。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

予定していた事項の審議は終了。

### 3 その他

(手平委員)

地域包括支援センターの事業計画や運営方針について、内容が多すぎて特に力を入れていく重点的に取り組む項目が分かりにくい。団塊の世代が 75 歳以上になって、高齢者が増加していく中で、特に力を入れる事項を教えてください。

(事務局)

令和 7 年度の重点事項として、幅広い世代に向けた相談窓口の周知や、介護予防普及啓発、地域や各圏域機関での連携強化、重層的な課題を抱えるケースに関して多職種と連携を通じた課題解決の取組などを挙げさせていただいている。

(藤原会長)

介護保険は広域連合で行うが、国が方針を出すため、そこから逸脱できない。そこはご理解願いたい。

予定していた事項の審議は終了。

閉会